

大分県立看護科学大学学生生活規程

平成18年 4月 1日
規程第 76 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）の学生生活に関して必要な事項を定めるものとする。

(誓約書・保証書)

第2条 合格の通知を受け、本学に入学しようとする者は、本人及び保証人連署の誓約書・保証書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、1親等の親族又はこれに準ずる者とする。
- 3 保証人は、保証する学生が本学に及ぼした損害を、連帯して保証しなければならない。
- 4 第1項の保証人に異動があったときは保証人変更届（第2号様式）を提出しなければならない。

(学生証)

第3条 学生は、入学の際に学生証（第3号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 学生は、学生証を常に携帯し、提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。
- 3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は学生証の有効期限を延長する必要があるときは、学生証再交付申請書（第4号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

(学籍原票)

第4条 学生は、入学手続の際に提出した学籍原票（第5号様式）の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに学籍原票変更届（第6号様式）を提出しなければならない。

(健康診断)

第5条 学生は、本学の実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は、前項の健康診断の結果、異常が認められたときは、本学が行う保健指導等の指示に従わなければならない。

(休学、復学、転学、留学又は退学の手続)

第6条 学生が、大分県立看護科学大学学則（以下「学則」という。）第30条から第33条の規定及び大分県立看護科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第30条から第33条の規程により、休学、復学、転学、留学又は退学しようとするときは、次の各号に規定する書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- (1) 学則第30条第1項及び大学院学則第30条第1項の規定により休学し、又は学則第30条第3項及び大学院学則第30条第3項の規定により休学期間を延長しようとするとき
休学届（第7号様式）

- (2) 学則第30条第6項及び大学院学則第30条第6項の規定により復学しようとするとき 復学届 (第8号様式)
- (3) 学則第31条及び大学院学則第31条の規定により転学しようとするとき 転学届 (第9号様式)
- (4) 学則第32条及び大学院学則第32条の規定により留学しようとするとき 留学届 (第10号様式)
- (5) 学則第33条及び大学院学則第33条の規定により退学しようとするとき 退学届 (第11号様式)

(各種証明書)

第7条 学生は、各種証明書が必要なときは、次の各号に規定する書類又は教務システムにより交付申請しなければならない。

- (1) 在学証明書、成績証明書、卒業・修了(見込)証明書、単位取得(見込)証明書及び通学証明書等 証明書交付申請書(第12号様式)
- (2) 学生旅客運賃割引証 学生旅客運賃割引証交付申請書(第13号様式)

(学生の団体)

第8条 学生は、体育、文化等の課外活動を通じて学生生活の向上を図るため、団体・サークル等(以下「団体」という。)を設立することができる。

- 2 前項の団体を設立しようとするときは、その代表者は、団体・サークル等設立申請書(第14号様式)に団体の規約及び会員名簿等を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 団体が、次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。
 - (1) 学則又は諸規程に違反した活動を行ったとき。
 - (2) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
 - (3) 団体の会員が不祥事に関係し、それが団体の活動と密接な関連のあったとき。
 - (4) 長期にわたって活動が行われなかったとき、又は活動実績が報告されなかったとき。
- 4 団体が団体・サークル等設立申請書に記載した事項及び規約を変更しようとするときは、代表者は、団体・サークル等変更届(第15号様式)を提出しなければならない。
- 5 団体を継続しようとするときは、代表者は、毎年5月末日までに新たな会員の名簿を添えて、前年度の活動実績を記載した団体・サークル等活動報告書(第16号様式)を提出しなければならない。
- 6 団体を解散しようとするときは、代表者は、団体・サークル等解散届(第17号様式)を提出しなければならない。

(集会等)

第9条 学生又は団体が、本学において集会、催物等(以下「集会等」という。)を行おうとするときは、事前に集会等許可申請書(第18号様式)を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会等の解散を命ずることができる。
- 3 学生又は団体が、学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするときは、第1項の手続きを経なければならない。

4 同一の学外者を継続的に招へいする場合も前項の規定を準用する。ただし、許可の有効期限はその学年の末日までとする。

(学外での活動)

第10条 学生又は団体が、本学の名を冠し、あるいはそれを意味する名義をもって学外において活動し、又は学外団体に参加しようとするときは、学外活動承認願（第19号様式）を提出し、学長の承認を受けなければならない。

(施設等の使用)

第11条 学生又は団体が、授業以外の目的で本学の講義室、体育施設及びその他の施設（以下「施設等」という。）を使用しようとするときは、当該施設の使用規程の定めるところに従わなければならない。

(学内掲示)

第12条 学生又は団体が、学内においてポスター及び立看板等（以下「掲示物」という。）を掲示しようとするときは、あらかじめ当該掲示物を添えて学内掲示許可申請書（第20号様式）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の掲示物には、検印を押印する。
- 3 掲示物は、学長が指定した場所に掲示しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する掲示物を掲示してはならない。
 - (1) 特定の個人、団体等をひぼうし、又はその名誉を傷つけるもの
 - (2) 虚偽の事項を記載したもの
 - (3) その他内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの
- 5 掲示期間を経過した掲示物は直ちに撤去しなければならない。

(印刷物の発行又は配布)

第13条 学生又は団体が、本学において新聞、ビラ等（以下「印刷物」という。）を発行し、又は配布しようとするときは、あらかじめ当該印刷物一部を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 印刷物の発行又は配布については、前条の規定を準用する。

(寄付募集等)

第14条 学生又は団体が、本学内において寄付募集又は物品販売その他これらに類する行為（以下「寄付募集等」という。）をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等許可申請書（第21号様式）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(科目等履修生等への準用)

第15条 本則は、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生について準用する。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生生活に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。